

No. 166
平成27年10月発行



北塩原村 KITASHIOBARA

☎(0241)23-3263 〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151
HPアドレス <http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>

発行/北塩原村議会 編集/議会広報調査特別委員会(TEL 0241-23-3263)

目次

平成26年度決算……………	2～3
審議結果一覧……………	4～5
一般質問……………	6～9
おしらせ……………	9～10

議会だより

9月議会

～秋の恵みに溢れる笑顔～



【写真】

きたしおばら交流フェスタ 2015
～魚つかみに夢中な子どもたち～

一般会計

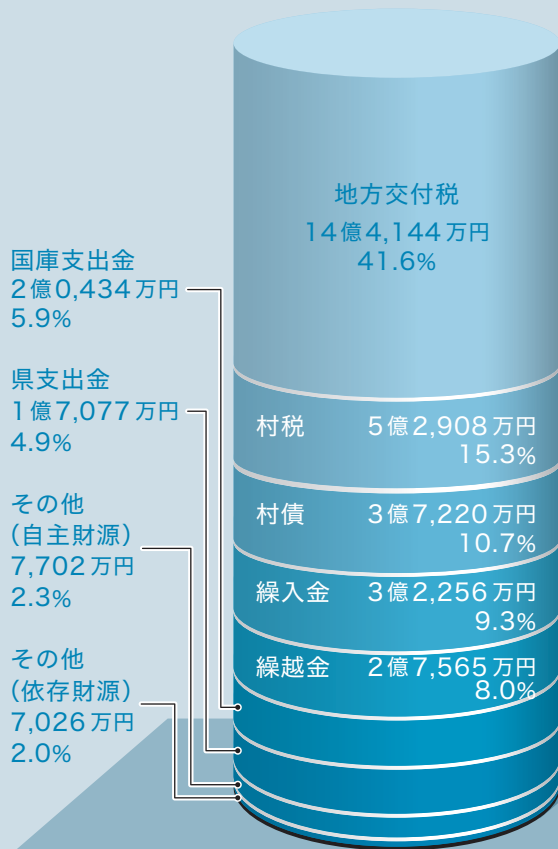
歳入総額

34億6,332万

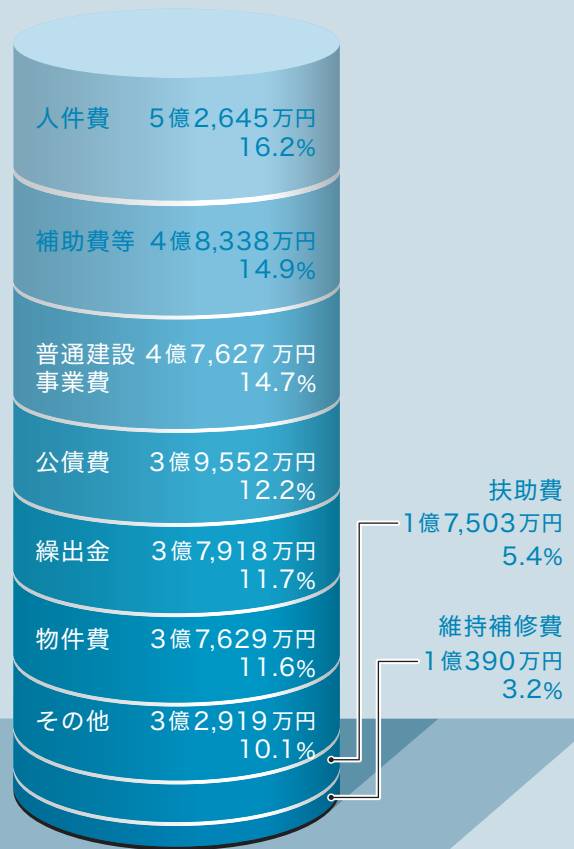
歳出総額

32億4,521万

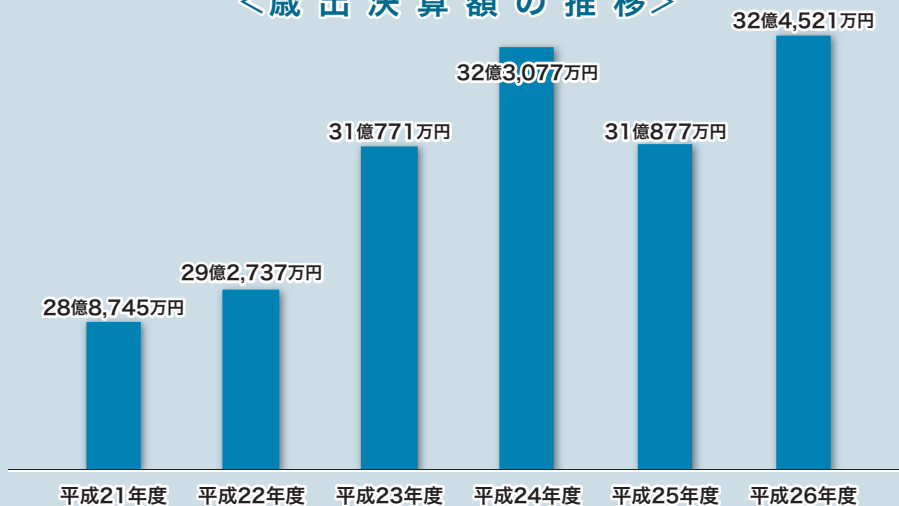
歳入



歳出



<歳出決算額の推移>



「解説」

平成26年度の一般会計決算額は、歳入34億633万円、歳出32億452万円であり、前年度（歳入33億844万円、歳出31億877万円）に比べ、歳入2.3%の増、歳出4.4%の増となった。

平成26年度 決算認定

全ての会計決算を認定

各 会 計 の 決 算 額

会 計 名		内 容	歳 入 (一般会計から特別会計へ の繰入金)	歳 出 (一般会計から特別会計へ の繰出金)	差 引
一 般 会 計		基本的な行政運営を行うための 会計	34 億 6,332 万円	32 億 4,521 万円 (3 億 3,987 万円)	2 億 1,811 万円
特 別 会 計	国民健康保険 事業費特別会計	医者にかかったときの医療費の一部を 援助するための会計	4 億 8,850 万円 (4,304 万円)	4 億 4,611 万円	4,239 万円
	簡易水道事業費 特別会計	水道を安全で安定的に使用しても らうための会計	1 億 5,004 万円 (2,571 万円)	1 億 4,719 万円	285 万円
	特定環境保全下水道 事業特別会計	北山、大塩、裏磐梯地区の下水道 整備、維持管理のための会計	3 億 4,106 万円 (1 億 7,525 万円)	3 億 3,989 万円	117 万円
	簡易排水施設事業 特別会計	小野川地区の下水道維持管理の ための会計	183 万円 (134 万円)	178 万円	5 万円
	農業集落排水事業 特別会計	早稲沢、金山、桧原地区の下水道 維持管理のための会計	4,227 万円 (3,696 万円)	4,197 万円	30 万円
	介護保険事業特別会計 (保険事業勘定)	介護の必要となった方を対象に、 介護サービスの給付を行うための 会計（勘定）	3 億 676 万円 (4,836 万円)	3 億 414 万円	262 万円
	介護保険事業特別会計 (介護サービス事業勘定)	要支援の認定を受けた方を対象に、 村直営でサービス計画（ケアプラン） を提供するための会計（勘定）	117 万円 (0 万円)	117 万円	0 万円
	後期高齢者医療 特別会計	高齢者の医療費に係る保険料を管 理するための会計	2,626 万円 (921 万円)	2,622 万円	4 万円
計			13 億 5,789 万円 (3 億 3,987 万円)	13 億 847 万円	4,942 万円
一般会計+特別会計			48 億 2,121 万円 (3 億 3,987 万円)	45 億 5,368 万円 (3 億 3,987 万円)	2 億 6,753 万円

健全化判断比率

単位 [%]

項 目	平成 26 年度	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	15.0
連結実質赤字比率	—	20.0
実質公債費比率	10.7	25.0
将 来 負 担 比 率	41.1	350.0

平成 26 年度の数値は早期健全化基準数値と比べ低い数値となっており、健全性を示しています。

※備考：実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載

資金不足比率

単位 [%]

項 目	平成 26 年度	早期健全化基準
簡易水道事業費特別会計	—	20.0
特 定 環 境 保 全 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	20.0
簡易排水施設事業特別会計	—	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

※備考：資金不足比率については、資金不足額がないため、「—」と記載

決算監査意見書

一般会計の、村税徴収率を前年度比率から見ると現年度分 0.3 ポイントの増、滞納繰越分は 3.6 ポイントの減で、財源確保の観点からもより一層の徴収強化に努めることを望みます。

予算執行状況は、有効適正であることは認めますが、健全財政を確保する観点からも事務の効率化と経常経費等の節減、各事業の適正な財政運営の改善を図ることを望みます。

特別会計の各会計において、様々な要因はあるが、収入と支出のバランスが必要である。

今後更に徴収担当課を中心に業務担当課と連携により、徴収率の向上を図り、健全会計に努める事を望みます。

9月 定例会

あらまし

9月定例会は9月10日から15日までの6日間の会期で開催されました。

第1日目には、「平成26年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」の報告を受け、その後、「一般質問を行い、2名の議員が村政をたどしました。

第2日目は、初日に引き続き、2名の議員が一般質問を行い、その後、条例案3件、平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について8件、補正予算案3件についての説明を受けました。

第3日目、第4日目は休日のため休会を挟み、第5日目には常任委員会を開催し、付託された案件、議案等の審議を行いました。

最終日には、各議案についての質疑、討論、採決を行い、14議案について原案のとおり可決し、追加提出された人事案件3件について同意しました。

また、意見書について原案のとおり可決し閉会しました。

なお、今期定例会の傍聴者は4名でした。

【提出議案の概要】

【議案第47号】

北塩原村個人情報保護条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人情報情報の取扱いについて必要な事項を定めるための改正

【議案第48号】

北塩原村税特別措置条例の一部を改正する条例

地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合を定める省令の一部改正に伴う改正

【議案第49号】

北塩原村手数料条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律施行により、通知カード及び個人番号カードが交付される。再交付の手続きは村の窓口で行うため、再発行手数料を定める改正

・通知カード 500円
・個人番号カード 800円

【議案第50号】

平成26年度北塩原村一般会計歳入歳出決算認定について

【議案第51号】

平成26年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について

【議案第52号】

平成26年度北塩原村簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について

【議案第53号】

平成26年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

【議案第54号】

平成26年度北塩原村簡易排水施設事業特別会計歳入歳出決算認定について

【議案第55号】

平成26年度北塩原村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

【議案第56号】

平成26年度北塩原村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

【議案第57号】

平成26年度北塩原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

※なお、「議案第50号から議案第57号」までの平成26年度北塩原村一般会計及び特別会計決算認定については、4ページ目、5ページ目を参照。

【議案第58号】

平成27年度北塩原村一般会計補正予算（第3号）

◎総額 54,970千円

○在京きたしおばら会設立総会経費 (1,190千円)

○なりすまし詐欺被害抑止装置購入経費 (594千円)

○村民運動場バックネット改修工事費 (1,544千円)

○危険老朽建物撤去工事費 (2,000千円)

○鷹ノ巣林道災害復旧工事費 (5,100千円)

○小屋沢川改修工事費 (4,200千円)

○消火栓移設工事費 (2,355千円)

【提出議案の概要】

【議案第59号】平成27年度北塩原村簡易水道事業費特別会計補正予算（第1号）

◎総額 6,225千円

○簡易水道施設改良費（松原地区・蛇平地区）
（6,225千円）

【議案第60号】

平成27年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計補正予算（第1号）

◎総額 ▲34,336千円

○国庫補助事業費確定による減額（▲42,000千円）

○裏磐梯浄化センター、北山浄化センター修繕工事
（13,381千円）

○マンホール補修工事（五色沼入口）
（8,929千円）

《追加議案の概要》

【議案第61号】

教育委員会委員の任命について（酒井 隆司氏）

○平成27年9月30日任期満了の教育委員の任命（再任）について同意

【諮問第1号】

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（内海 英男氏【新任】）

【諮問第2号】

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

（藤田 基吉氏【新任】）

【意見書第1号】

外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書

【結果】

採択

【提出先】

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、法務大臣、厚生労働大臣

【概要】

○国外に親族を持つ外国人、または外国人を配偶者とする者の扶養控除制度の抜本的な見直しを求めるもの。

◎審議結果一覧

■ 9月定例会

○：賛成

×：反対

議長は採決には加わらない

議案番号	遠藤 和夫	若林 幸子	五十嵐善清	五十嵐正典	遠藤 祐一	五十嵐力雄	小椋 元	小椋 眞	蟹巻 尚武	大竹 良幸	議決結果 (賛成：反対)
議案第47号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決（9：0）
議案第48号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決（9：0）
議案第49号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決（9：0）
議案第50号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決（9：0）
議案第51号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決（9：0）
議案第52号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決（9：0）
議案第53号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決（9：0）
議案第54号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決（9：0）
議案第55号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決（9：0）
議案第56号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決（9：0）
議案第57号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決（9：0）
議案第58号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決（9：0）
議案第59号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決（9：0）
議案第60号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決（9：0）
議案第61号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決（9：0）
諮問第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決（9：0）
諮問第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決（9：0）
諮問第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決（9：0）
意見書第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	可決（9：0）

《動議》

【議案第50号】「平成26年度北塩原村一般会計歳入歳出決算認定について」小椋眞議員より「地域づくり活動支援業務委託料」の委託先の選定及び経緯について説明不十分のため動議が提出され、その後、質疑・討論が行われました。

※「動議」とは：会議の議事進行の過程において、議会の意思決定を求めて議員から提起される議案とされている。

遠藤 和夫



本村の児童生徒に
おける学校教育
について

〔全国学力調査と
学校司書の配置
について言及〕

今年4月に実施された
した小学6年生と中学3年
生を対象とした全国学力調
査の村内の参加状況と結果、
及び今後の対策を伺う。

答（教育課長）

全国学力状況調査は、4月
21日に、小学6年生、中学3
年生全員参加のもと、国語と
算数、数学、理科を対象に各
5科目が実施されました。

本村児童生徒の調査結果は、
小学生では国語の主として知
識に関する1科目が全国平均
正答率を1.3ポイント下回っ
ていますが、残り4科目は全
国平均を上回っています。

中学生においては、5科目
すべてにおいて全国平均正答
率を1から13ポイント上回っ
ています。

今後とも、調査結果の分析
を行い、個々の児童生徒の課
題を明確にし、本村の小規模校
の特性を活かした学習指導を
進めるとともに、教員の資質向
上を図る研修機会の確保や学
校と保護者の連携を密にした
家庭学習の定着、習慣化を推進
してまいりたいと考えています。

問

この結果について、公表
は考えているのか。

答（教育課長）

公表につきましては、村教
育委員会では公表しないとい
う方針ですので、公表するこ
とは考えていません。

問

昨今では、市町村におい
ても公表する市町村が増え
ている。

やはり、子ども自身、
あるいは家庭の中でも、現
在、自分たちが置かれてい
る状況、あるいはその目標
の設定、そういった面にお
いても、こうした公表とい
うものも一考すべきではな
いか。

答（教育長）

本村におきましては、それ
ぞれの具体的な数値をあげる
ということについては、公表
をしていませんが、各学校の
判断によりまして、学校だよ
り、または学級だよりの中で
数値を示して、保護者の理解
を得ているという作業は進ん
でいます。

問

福島県教育委員会策定の
第3次県子ども読書活動
推進計画において、読書活
動が児童生徒の学力向上に
つながるとして、学校図書
館の充実を重視、2015
年から19年の5年間で、図
書を選ぶなどの運営や読書
活動の推進などを担う学校
司書を配置することが求め
られている。
これにおいて、当村の考
え方を伺う。

答（教育課長）

読書活動は、児童生徒の学
ぶ力を育てる重要な機会であ
ると認識しています。本村に
おいても、幼小中共通の取り
組みとして、朝の読書や読み
聞かせの機会を通じて読書活
動の充実を図っているところ
です。

学校司書等の配置について
は、公民館の学校支援地域本
部事業、学校の応援団の活動
の中で、多くの図書ボラン
ティアの皆さまに学校図書館
の環境整備や読書推進活動に
積極的に関わっていただい
ている状況です。

今後とも各学校や図書ボラ
ンティアとの連携を密にしな
がら、読書活動の充実を図り、
専門に学校図書館に関する業
務を担う人的な配置のあり方
について研究してまいります。

問

学校図書館法の一部を改
正する法律として、平成26
年6月27日、法律第93号で
決定されまして、この法律
が平成27年4月1日から施
行することになった。この
対策はどう考えるか。

答（教育長）

学校司書の配置の件ですが、
基本的に今回の第3次学校図
書館整備5ヶ年計画の趣旨は、
図書館離れ、読書離れした児
童生徒をぜひ返してもらいた
いという趣旨のもとに文科省
で進めた施策です。

4月に行われました全国学
力テストの結果の中で、本村
の小学生レベルで非常に図書
館利用に対する意識が高く、
中学校になると、減少してし
まう傾向にあります。小学
校から中学校の接続、学校図
書館の利用、また意識という
ものは間違いなく他県、国全
体を見ても、非常に意識の高
い状況にあると考えています。
そう考えますと、本村の児
童生徒は学校図書館利用と決
して離れた環境で育っていな
いと考えられます。

本村の学校図書館を含めて、
図書館については、今後、学
校司書を含めながら研究を進
めてまいりたいと思います。



五十嵐 力雄

マイナンバー制度の
対応について

～村の対策を問う～

問

(1) マイナンバー制度と今後の流れについて伺う。
(2) 本カードはどのような手順で入手できるのか伺う。
(3) 年金情報の流出が問題になりましたが、個人番号カード情報が外部に流れる心配はないのか伺う。

答 (住民課長)

(1)

マイナンバーは社会保障、税災害対策などの分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために

活用されるもので、平成27年10月5日からスタートし、国内に居住する全員に12桁の番号が割り振られ、その番号が全員に通知されます。

現在の予定では、平成28年1月から番号の利用が始まり、平成29年1月以降に国の機関との連携、平成29年7月以降に地方自治体でも情報連携が始まる見込みです。

(2)

個人番号の入手方法ですが、まずはじめにマイナンバーの通知が日本に住む全員に、この10月中旬から通知カードというもので順次行われ、個人番号カードの交付は平成28年1月から開始されます。

個人番号カードは、マイナンバーの通知の際に同封されます個人番号カード交付申請書に必要事項を記入し、顔写真を添付して申請していただくこととなります。初回に限り無料で交付されます。

(3)

通知カードには紙幣と同じような透かしやマイクロ文字など、個人番号カードには、見る角度によりまして2色に変化するパールインキや、顔写真にはシュレーティング加工などを行い偽造防止対策などが図られます。

システム関係では、個人情報は一元的に管理しないので、

各行政機関ごとに管理することとなっています。行政機関が情報をやりとりする際には、マイナンバーを直接利用せず、暗号化した連携符号を利用することとなっています。

仮にマイナンバーが漏洩したとしても、個人情報と同じところで管理されていないため、情報が一斉に漏れることはありません。

また、国において個人情報保護委員会が新設され、監視監督を行うこととなっています。

人口減少に歯止めを
かける対策について

～村の施策について言及～

問

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部設置の進捗状況を伺う。
(2) 在京きたしおばら会の設立状況と今後の計画を伺う。

答 (総務企画課長)

(1)

村長を本部長とする推進本部を2月に設置し、7月から8月にかけて、若い方を中心に聞き取り調査を実施しました。

また、15回にわたる村政懇談会で、人口減少の推移を説明し、行政と地区の方々の情報、それから対策の必要性について情報を共有するとともに、生活の課題や村の将来など、様々な意見をお聴きしました。

8月に本部会議を開催しまして、事業スケジュールを検討し、検討結果に基づき、9月には職員向けの勉強会を開催いたしました。

勉強会では、人口減少対策に全職員で取り組んでいくことを再確認し、さらに村づくりパートナー活動に有効となる実務研修も行いました。

今後は、10月の下旬に村民参加型の集会を開催し、その成果等を踏まえて、本部会議において人口ビジョンと総合戦略を策定していきます。

(2)

12月に設立総会を開催することを目標とし、現在、事務局体制や活動内容、会員資格などの会則の詳細、さらには募集要項の原案を現在作成しております。発起人会の承認をいただき、できるだけ早く募集を開始したいと考えています。

観光事業について

～人材育成の必要性を説く～

問

海外観光客受け入れとして人材育成が必要だと思いが、考えがあるか伺う。

答 (商工観光課長)

現在、村では外国人観光客の受け入れについて、7カ国語の多言語パンフレットを作成し、様々な機会をとらえて利活用しています。

また、福島県主催事業のインバウンド事業に合わせたトップセールスと観光誘客キャラバンを実施してきたところです。

今後、外国の方の来訪が増えることが期待されますので、心からのおもてなしのできる担い手の育成が必要と考えています。

そのための対策を講じてまいりたいと考えています。



【写真】裏磐梯合同庁舎

小 椋 元



震災・原発事故からの回復状況について

～復興事業の成果を問う～

問

(1) 教育旅行はどこまで回復したか伺う。

(2) ハッピートラベルチケットの効果について伺う。

答 (商工観光課長)

(1)

震災前の教育旅行の状況は、学校数で136校、延べ宿泊者数で約5万4千人、平成26年度の教育旅行の状況は、学校数で98校、延べ宿泊者数で約1万6千人となっています。延べ宿泊者数の回復状況は、震災前の約3割程度となっています。

(2)

裏磐梯ハッピートラベルチケットは、平成26年度より観光宿泊者拡大促進プロジェクト事業の一環としてスタートし、各メディアを活用した広報、関係機関等の協力に基づくキャラバンでの広報宣伝活動により、チケット販売促進の観光PRを行ってきました。

平成27年度の第1期分の販売は、今年の5月1日の販売開始から約2週間で売り切れとなりました。

県内外に裏磐梯ハッピートラベルチケットの認知度があり、合わせて本村観光のPR効果があつたものと認識しております。

入湯税について

～入湯税の負担軽減を指摘～

問

(1) 高校の合宿は入湯税免除になるが大学の合宿にも免除できないか、考えを伺う。

(2) 村内の温泉施設について入湯税を課さないということはできないのか伺う。

答 (税務課長)

(1)

入湯税について大学の合宿にも免除できないかということですが、規定上、免除できないこととなっています。

(2)

村内の温泉施設について、条例に規定されている共同浴場や一般公衆浴場等に該当する施設については課税免除になっています。これ以外の施設の入湯客に入湯税を課さないということはできません。

問

大学生までは出来ないとの答えだが、どうして出来ないのか。

民宿等では、安価で宿泊を提供しているの、宿で入湯税を負担することは大変なので再度伺う。

答 (村長)

大学生までという話がありました、入湯税というのは自主財源であり、村税と同じです。

したがって、内部で調整をしながら他市町村の動向さらには今後、自主財源の確保をどうしたらいいのかを踏まえながら検討してまいります。

いと思います。

企業誘致について

～企業誘致の状況を問う～

問

(1) グリーンセンター跡地の進行状況について伺う。

(2) 裏磐梯パイロットファームのその後について伺う。

(3) 新たな企業進出の話はあるか伺う。

答 (総務企画課長)

(1)

グリーンセンターの跡地につきましては、工場等の誘致をPRするため、平成25年12月に福島県の企業立地ガイドホームページに利用可能な工場用地として情報を登録しました。

平成26年6月に、秋田県の養鶏場の会社から村に問い合わせがあり、現地を案内した経緯があります。

村から騒音や臭いなど、環境対策が必要であることを伝えましたが、その後の資料の提出や具体的な相談がない状況です。

(2)

裏磐梯パイロットファームは、平成24年9月に創業して3年が経過しますが、今般、会社側より経済情勢の変化から、チョウザメの養殖を2年間休止し、その間は、定款に定める他の事業を行い、会社を継続していくことの説明がありました。

これらにつきましては会社休止に至った客観的な理由、契約満了までの2年間、その更新に向け今後、どのような事業計画及び財務計画を起こしていくのかについて会社と早急に確認して判断してまいりたいと考えています。

(3)

新たな企業進出につきましては、村内の二つの会社が、それぞれ移設、増設の計画を進めている状況です。

ほかには、相談を受けている企業はない状況です。



【写真】グリーンセンター

若林 幸子



ふるさと納税について

「ふるさと納税の現状を問う」

問

(1) ふるさと納税の現在の状況を知りたい。

(2) 納税していただく方への特産品の見直しを検討する考えはないか伺う。

(3) ふるさと納税の使用法について伺う。

答 (総務企画課長)

(1)

現在までの寄付の状況については、制度スタートから平成27年8月末までの累計で27件、金額は224万5千円となっております。

(2)

特産品の見直しについては、

平成26年12月に特産品を3種類から選べるように見直しを行ったところです。

(3)

使用方法については、寄付の申し出の中で、使いみちとしまして、自然環境、人材育成、村づくり、村に一任、の四つの中から寄付者の方に指定していただいています。

問

全国的にふるさと納税で日本を元気にしようというプロジェクトがあり、各大手デパートも日本の地域を元気にしようという力を入れている。

現在の、3種類の特産品ではなく、今一度、多方面からの意見を聞き、企画し直すような考えはあるか伺う。

答 (総務企画課長)

ふるさと納税に対する特典については、当初予算において、ある程度見込を立て、予算を計上しています。

その予算の範囲内であれば、特産品の見直しは可能ということになります。

新たなアイデアについては検討、研究していきたいと思っています。

人口減少対策について

「新たな施策の有無を問う」

問

(1) 多くの若者達が定着できるような政策を考えているか伺う。

(2) 村内には未婚者が多く、行政が率先して交流の場をつくる考えがあるのか伺う。

答 (総務企画課長)

(1)

若者の定住対策や交流の促進については、平成27年3月の補正予算に、国の交付金を活用した若者定住対策事業を計上しました。

総合戦略策定アドバイザーの指導を受け、7月から8月にかけて若い方にヒアリング調査を実施し、さらに10月下旬には、若者を中心とした住民参加型のワークショップの開催を計画をしていますので、その調査結果、それから若い方々の意見を踏まえ、効果的な事業を関係課で協議してまいりたいと考えています。

(2)

未婚者の方については、未婚者の数というのが5年に一

度の国勢調査の中で未婚者の数というデータがありまして、直近が平成22年のデータで、20代の男性の未婚者数が123人、女性については81人です。30代は男性72人、女性31人となっております。40代が男性47人、女性19人となっております。この方々が結婚をして出産し、村に留まっていたかどうかというのが人口減少解消の一つと思っています。

今度の10月に開催するワークショップでは、村の方が具体的に何を必要としているのか、明確になると思いますので、交流の場を含め、意見を反映した形で効果的に事業を実施したいと考えています。

○用語解説

ワークショップとは…

多くの人々が集まり、付箋やペン等の道具を使って議論を深めていく会議方法とされています。

道具を使って、互いの思いや考えを理解しあいながら、具体的な形で「見える」ようにすることで、課題解決に向け、建設的な議論が可能になります。

ワークショップを通じて、よりよい施策を検討していきます。

各行政区の要望について

「村の対応について言及」

問

(1) 各行政区長の要望についてスピーディーに対応できないのか伺う。

(2) 本村は雪が降るため、工事等に支障をきたすため、早く行うべきと思うが村の考えを伺う。

答 (総務企画課長)

行政区からの要望への対応について村では、関係課におきまして、緊急性、実施の適期、事業の効果など、要望の内容を検討した上で、さらに村の対応方針を定め、行政区長にお知らせをしています。

現在の、現年度の予算の中で対応できる内容につきましては、速やかな対応に努めています。補正予算で対応する内容につきましては、降雪などの影響を受ける場合や事業費等の関係から、次年度の当初予算で対応する内容もございます。

先進地の施策を視察

平成27年8月24日から26日までの3日間にかけて、北塩原村議会による所管事務調査を実施しました。

今回の所管事務調査では、総務文教常任委員会及び経済厚生常任委員会の二常任委員会が岡山県の真庭市を、各常任委員会の視察目的に合わせて、研修を行いました。



【写真】真庭市の職員より市役所庁舎の説明を受ける議員



【写真】真庭市役所の方々から、バイオマス及び鳥獣被害対策の説明を受ける議員

【バイオマスタウンについて】 総務文教常任委員長 五十嵐力雄

真庭市の新庁舎前には、平成17年3月31日に合併した9か町村（北扇町、落合町、久世町、勝山町、美甘村、湯原町、中和村、八束村、川上村）を象徴する9本の木組みの柱で、回廊に架かる大屋根を支え、地域の個性を発揮しながら一体となって真庭市の未来を築く姿で表現されている真庭回廊があり、目を見張るものだった。

真庭地域は、元来、木質バイオマス事業に適した自然環境があり、バイオマスエネルギーを計画的に植林、育成、利用と循環させることで、カーボンニュートラルな社会を構築できる可能性を大きく秘めており、地域内の自然再生資源の中で、最も有望かつ豊富な木質資源を効果的に活用することで、現在、課題となっている環境問題対策や当村においても産業振興に大いに参考となる視察研修となった。

【鳥獣被害対策について】 経済厚生常任委員長 五十嵐正典

真庭市では、今年度、副市長を本部長とした「真庭市鳥獣被害対策本部」を設立し、各関係団体で情報交換し、効果的な対策を行うことを目的としている。

被害状況については、主な被害はイノシシによるもので、平成26年度においては、1,180頭と年々増加しているとのこと。

イノシシの捕獲補助金として、国、県、市、合わせて18,000円を補助しており、その他にも捕獲防護柵設置補助金があり、被害防止に活用されている。

また、有害鳥獣駆除では猟友会に依頼しており、狩猟期間を除きほぼ、通年で捕獲を行っている。

当村においても、有害鳥獣による被害は深刻であるため、若者の狩猟免許取得や遊休農地解消等の整備が急務である。

編集委員

委員長 若林幸子
副委員長 遠藤和夫
委員 五十嵐力雄
委員 五十嵐正典
委員 大竹良幸

お知らせ

次回定例会は **12月上旬頃** 開会予定です。

議会傍聴、議会だよりのお問い合わせは議会事務局まで。
TEL: (23) 3263 FAX: (25) 7358